

日本看護教育学学会研究倫理指針

日本看護教育学学会は、看護教育学の発展を図り、広く知識の交流を深めることを目的として設立された。この目的の達成を目指す看護教育学研究の研究者は、次の3項目に責任をもつ。

- 1) 研究者は、対象者が人間として尊重され、その人権が擁護されることに責任をもつ。
- 2) 研究者は、他者及び自己の知的財産権を保護することにも責任をもつ。
- 3) 研究者は、信頼に値する研究成果を産出し、真理の解明や様々な課題の達成への社会的な期待に応える責任をもつ。

これらの責任を果たすために、本学会は以下の倫理指針を看護教育学研究の基本原則として掲げる。

1. 研究者は、対象者が研究に協力することによって遭遇する可能性がある危険、すなわち身体的・心理的・社会的側面の問題が生じないように最大限に配慮すると共に、それらの問題を上回る利益が得られることを保証しなければならない。

研究者は、研究を開始する以前にこれらの問題の発生を最大限回避する方法を検討すると共に、自らの研究遂行能力を常に査定し、必要な能力の獲得・向上に努めなければならない。同時に、研究者は、研究の意義を明確にすると共に、対象者に起こりうる問題と対象者が得られる利益、研究により産出される成果の社会的貢献度を考慮し、研究を計画しなければならない。また、十分な検討の上に着手した研究であっても、問題が発生した場合には、速やかに問題を排除するための対策を講じなければならない。

2. 研究者は、対象者のプライバシーの権利を尊重するために研究協力に対する対象者の自己決定の権利を保障しなければならない。

人間は、プライバシーの権利を有し、自身の情報を私的なものとして所有すること、秘密にすることを選択でき、他者は、この選択を尊重しなければならない。このような権利をもつ人間を対象とする研究を行う研究者は、対象者が自らの意思により研究協力の可否を決定できるよう、起こりうる問題も含めて研究に関し十分に説明しなければならない。また、研究者は、研究への協力依頼に際し、対象者の立場を考慮し、外部からの強制力が加わらないよう、依頼の方法に配慮する必要がある。さらに、研究者は、対象者が研究協力に同意した後でも、必要に応じて研究に関する情報を得られるとともに、自由意思により参加を辞退できることを保障しなければならない。

3. 研究者は、研究対象者に関する個人情報の取り扱いに配慮し、対象者の尊厳の権利を保障しなければならない。

研究者には守秘義務があり、研究協力の依頼、データ収集・分析から発表に至るまで、対象者の個人情報漏洩回避に向け、匿名化、データの厳格な管理など必要な手段を講じなければならない。また、研究対象者からデータや研究成果の開示など、何らかの要求があった場合、それに適切に対応しなければならない。

4. 研究者は、研究対象者を平等に選択するとともに、研究対象者へ平等に対応しなければならない。

研究者は、研究による負担と利益の公正な分配に努め、対象者の立場の強弱、対象者への接近や対応の難易などを理由にすることなく、研究対象者を平等に選択しなければならない。また、研究者は、研究成果の還元に至るまで、研究対象者へ平等に対応しなければならない。

5. 研究者は、信頼に値する研究成果を産出し、真理の解明や様々な課題の達成への社会的な期待に応えるために、いかなる状況にあっても、研究の不正行為を回避するとともに、意図しない誤りを最小限にする努力を継続しなければならない。同時に、研究成果を社会に還元しなければならない。

研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、捏造・改竄・盗用といった不正行為を為さず、意図しない誤りの回避にも最大限に尽力しなければならない。同時に、不適切なオーサーシップ、二重投稿、利益相反違反、研究助成金の不適切な使用も不正行為として、厳に慎まなければならない。さらに、研究成果は、何らかの方法により社会に還元しなければならない。

6. 研究者は、他者及び自己の知的生産物を尊重し、著作者の権利を保護しなければならない。

研究者は、他者が産出した研究成果や著作物を公正に使用し、著作者の権利を保護しなければならない。また、研究者は、自己が産出した研究成果や著作物の公表に伴い生じる権利の保護にも責任をもつ必要がある。

附則

本研究倫理指針は、平成8年4月28日より施行する。

本研究倫理指針の改訂は、平成18年4月22日から施行する。

本研究倫理指針の改訂は、平成28年3月31日から施行する。

『日本看護教育学学会研究倫理指針』の解説

先の研究倫理指針を有効に活用し、倫理的配慮の行き届いた研究を遂行するためには、指針の各項目が示す内容を適切に理解する必要がある。そこで、指針の各基本原則が示す内容を具体的に説明する。

〔基本原則1について〕

研究者は、研究を計画するにあたり、自らが解明する研究課題やデータ収集に採用する方法などにより、対象者に身体的・心理的・社会的問題が生じる可能性を十分に吟味する必要がある。例えば、対象者が遭遇しうる身体的問題には、疲労、苦痛などがある。心理的問題には、情報不足による不安や質問内容に関連する自己開示・内省による精神的苦痛の生起、プライバシーの侵害などがある。社会的問題には、時間的・経済的負担、人間関係への悪影響、名誉・地位の喪失などがある。また、研究により産出される成果の社会的貢献度を考慮し、研究の意義に即した協力依頼の範囲を決定する必要がある。

〔基本原則2について〕

研究者は、対象者が研究協力の可否を自ら決定できるように、必要かつ十分な情報を、適切な方法を用いて提供する必要がある。対象者に提供されるべき情報とは、①研究の目的と方法、②依頼内容と協力に伴い生じうる問題、③研究協力の意思決定による不利益の回避に向けた方略などである。また、研究者は、その立場や対象者との関係性によって研究協力の依頼に伴う強制力が働きやすいことを考慮し、対象者が何ものにも脅かされることなく研究協力の可否を決定できるように、依頼方法や意思確認の方法を検討する必要がある。さらに、研究者は、対象者より情報を得る際、対象者の個人情報に他者に知られることがないように配慮することはもちろん、対象者が秘密にしたい身体的・社会的・心理的情報を取り扱う場合は、特にその保護に細心の注意を払う必要がある。

〔基本原則3について〕

研究者は、対象者の尊厳の権利を侵害することがないように、この権利を理解し、研究を遂行する必要がある。尊厳の権利とは、ひとりの人間として的人格の内なる価値感情を尊厳され、いかなる時にもこれを害されない権利を意味する。何を尊厳の侵害とするかは、ひとりひとり異なっており、その人自身がどのように感じるかが重要である。研究者は、この権利を保障するために、対象者の求めに応じて説明したり、話し合う機会を確保したり、研究成果を還元したりする必要がある。また、研究者は、対象者より得られた情報の匿名性を保持すると共に、個人情報が漏出しないよう厳重に管理する必要がある。

〔基本原則4について〕

研究者は、研究対象者を平等に選択する必要がある、研究協力を拒否しにくいという予測に基づき対象者として選択したり、拒否されるという予測に基づき対象者として除外したりしてはならない。また、研究者は、成果の還元に至るまで研究対象者へ平等に対応する必要がある、特定の研究対象者に特定の対応をしたりしてはならない。

〔基本原則5について〕

研究者は、研究の立案・計画・実施・報告の一連の過程において、常に誠実に行動しなければならない。このため、研究者は、不正行為を回避するとともに、意図しない誤りを最小限にするために努力する必要がある。また、研究成果を何らかの方法により社会に還元しなければならない。

オーサーシップの条件は、以下の全ての条件を満たす者と規定する。①研究の計画、実施、結果の産出に寄与した者、②論文の執筆に参画した者、③論文の内容について説明できる者。また、同じ内容の研究論文を異なる雑誌等に発表・投稿する行為は二重投稿として禁じられている。ただし、学会発表に伴う予稿集論文の発表はこの限りではない。一方、研究者は、利益相反関係の開示を行い、中立性を維持して研究を遂行しなければならない。また、研究者は、研究助成金の不適切な使用を厳に慎まなければならない。

〔基本原則6について〕

研究者は、研究を遂行するにあたり他者の著作物を公正に使用し、著作者の権利を侵害することがないように、配慮する必要がある。そのためには、著作物を含むあらゆる創作物が創作された時点で著作権を付与されること、法律により著作権が保護され、その内容は多様であることなど、著作権に関わる基本的知識の獲得に努める必要がある。また、研究者は、著作者として他者からの著作物の使用依頼や不当な扱いに対応するなど、自己の著作権保護にも配慮する必要がある。